

発行 日本共産党南知多支部



連絡先
〒470-3321 南知多町
内海内塩田77-3
(南知多町議会議員)
内田 保
電話 0569-62-1816
携帯 090-2776-7529

内田たもつだより

内田たもつ ホームページ
http://uchida-tamotsu.jimdo.com



日本共産党発行
しん 赤旗
日刊 3497円
日曜版 930円

会計年度任用職員の雇い止め・公募を押しつけないで

南知多町 208人中137人が対象

今年度(2022年度)は、地方自治体で直接任用されている非正規公務員の多くに關係する「会計年度任用職員制度」が始まってから3年目の年度です。このままいくと、今年度末には、全国の地方自治体で現職で働いている人が、いったん雇止めとなり、継続を希望する人は、再度の「公募」に応じなければならぬという、大量の「雇止め／公募」が実施される見込みです。継続して必要とされる職に就いて、問題なく働いている人を一律に「公募」にかけることは、大きな問題があります。

南知多町では、令和4年度208人中137人の会計年度任用職員が、雇い止めとして公募対象となっています。すでに11月の広報には、用務員5人、給食配膳員7人、学習・生活支援員19人が公募されています。

会計年度任用職員は5年経っても

正規職員になれない

平成24年8月に労働契約法が改正され、翌年平成25年4月1日に施行されました。この改正によりパート、アルバイト、派遣、契約社員などの有期労働契約で働いている人が同じ職場で雇用契約を更新されて契約期間が5年を超えた場合、労働者が雇用主に申し出ることで無期雇用になれるようになります。

ルールには様々な抜け道があり、このような改正になってからでも、5年目で契約更新しなかったり、雇い止めをしたりと言った手口はあるようですが、制度上は正社員になることが可能です。では、会計年度任用職員の場合も5年間働き続けたら、正職員になれるのでしょうか？ 答えは否です。公務員には、労働契約法が適用されていません。

公務労働の安定した継続の確保と

公務労働者の雇用の確保を

本来、基幹的業務の担い手は、正規職員とすることが必要だと言われていますが、現状では、多くの非正規職員が、公共サービスの基幹部分を支えています。

会計年度任用職員を、現職として働いている人も含め、一律に公募にかけるとは、働き手にとっても、公共サービスの受け手の住民にとっても、マイナスです。また、現職を含めた公募は当事者に与える精神的抑圧が大きく、更新の可否をちらつかせたハララスメントなどにもつながりやすく、公正さとはかけ離れた制度です。

県内では、会計年度任用職員制度施行後も、岡崎市、東栄



町、常滑市、扶桑町、飛島村、幸田町、豊根村のように年限を区切った公募は行わずに任用の継続をする団体もあることがわかっていきます。

継続的雇用希望の声の尊重を

本来は、公務労働の分野こそ、民間に先んじて、安定雇用といった労働の基本理念が貫かれる必要があるのではないのでしょうか。今年度末に南知多町を始め全国で行われる可能性が高い、本来、無用なはずの「公募」の実施はやめるべきと考えます。もとより最初に採用される際、公募によって採用されており、平等の原則で広く採用されてきています。次年度も仕事が継続され、本人も継続することを希望し、かつ適正・能力が実証されているにもかかわらず、町として任期の更新を区切って一律に公募する必要はありません。



〈川柳コーナー〉

法相ではお金も票も集まらない

「法相は死刑ハンを押すだけの地味な役職」「法務大臣や外務大臣では、お金や票は集まらない」などの発言をめぐって、葉梨法務大臣が辞職した。政治資金パーティー等で一度ならず何度かこの発言をし、笑いを誘っていたとか。その場にいた他の議員も人として失格です！

更新回数の上限を設けていない自治体も

南知多町は、会計年度任用職員は、2回(3年)までは更新が可能で、3年目の終わりにには必ず公募を受ける必要があるという説明をしています。しかし、これは、少なくとも法律上の決まりではありません。「選挙においては公募を行うことが法律上必須ではないが、できる限り広く募集を行うことが望ましい」といった総務省のマニュアル通知文書を絶対化しているためです。この知多半島や県内の地域によっても違いがあります。半田市や大府市は2回でなく、4回です。蒲郡市や犬山市は5回までは更新が可能という自治体もあり、常滑市、岡崎市、東栄町のように、更新に限度を設けていない自治体もあるのです。

各自自治体がそれぞれのやり方を決定している中、南知多町も非正規の労働者である会計年度任用職員に対して、公正で働きやすい条件を考えてほしいものです。

